

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成31年3月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
小千谷市東小千谷体育センター	小千谷市旭町13番8号 （旧小千谷市大字蕨生乙1234番地）	競技場	966.80	平成31年3月1日